

令和元年（2019年）

第4回可児市議会定例会議案

令和元年9月4日

## 目 次

議案第73号	可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について .....	1
--------	-----------------------------------	---

議案第73号

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例

可児市手数料徴収条例（昭和37年可児町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務の区分		額	事務の区分		額
種類	内容		種類	内容	
(略)			(略)		
14 建築物	(略)		14 建築物	(略)	
のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	③ 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に、登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面の添付がある場合その他市長	1戸建ての住宅 1件につき 3,000円 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分の申請戸数が1のもの 1件につき 3,000円 1を超え5以下のもの 1件につき 6,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 10,000円 10を超えるもの 1件につき 17,000円 1戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 6,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 17,000円	のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	③ 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に、登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面の添付がある場合その他市長	1戸建ての住宅 1件につき 3,000円（新たに追加される建築物にあつては、5,000円） 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分の申請戸数が1のもの 1件につき 3,000円（新たに追加される建築物にあつては、5,000円） 1を超え5以下のもの 1件につき 6,000円（新たに追加される建築物にあつては、10,000円） 5を超え10以下のもの 1件につき 10,000円（新たに追加される建築物にあつては、17,000円） 10を超えるもの 1件につき 17,000円（新たに追加される建築物にあつては、29,000円） 1戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 6,000円（新たに追加される建築物にあつては、10,000円） 300平方メートルを超えるもの 1件につき 17,000円（新たに追加される建築物にあつては、29,000円）

	が定める方法による場合)	住宅以外の建築物で、床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 6,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 17,000円
(4) 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(第3号以外の場合)	1戸建ての住宅 1件につき 19,000円	1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分の申請戸数が1のもの 1件につき 19,000円 1を超え5以下のもの 1件につき 38,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 54,000円 10を超えるもの 1件につき 76,000円
	1戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 59,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 98,000円	
	住宅以外の建築物(省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)の基準による場合)で、床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 129,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 207,000円	
	住宅以外の建築物(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準による場合)で、床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 47,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 80,000円	
	(略)	
15 行政不服審査法(平成26)	(略)	交付する用紙が日本工業規格A列3番以下のもの 1枚につき 10円(カラーで複

	が定める方法による場合)	住宅以外の建築物で、床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 6,000円(新たに追加される建築物にあつては、10,000円) 300平方メートルを超えるもの 1件につき 17,000円(新たに追加される建築物にあつては、29,000円)
(4) 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(第3号以外の場合)	1戸建ての住宅 1件につき 19,000円(新たに追加される建築物にあつては、36,000円)	1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分の申請戸数が1のもの 1件につき 19,000円 (新たに追加される建築物にあつては、36,000円) 1を超え5以下のもの 1件につき 38,000円(新たに追加される建築物にあつては、73,000円) 5を超え10以下のもの 1件につき 54,000円(新たに追加される建築物にあつては、103,000円) 10を超えるもの 1件につき 76,000円(新たに追加される建築物にあつては、145,000円)
	1戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 59,000円(新たに追加される建築物にあつては、116,000円) 300平方メートルを超えるもの 1件につき 98,000円(新たに追加される建築物にあつては、191,000円)	
	住宅以外の建築物(省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)の基準による場合)で、床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 129,000円(新たに追加される建築物にあつては、256,000円) 300平方メートルを超えるもの 1件につき 207,000円(新たに追加される建築物にあつては、407,000円)	
	住宅以外の建築物(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準による場合)で、床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 47,000円(新たに追加される建築物にあつては、92,000円) 300平方メートルを超えるもの 1件につき 80,000円(新たに追加される建築物にあつては、154,000円)	
	(略)	
15 行政不服審査法(平成26)	(略)	交付する用紙が日本産業規格A列3番以下のもの 1枚につき 10円(カラーで複

<p>年法律第68号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>写され、又は出力された用紙にあっては、20円) 日本工業規格A列3番を超えるもの1枚につき80円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、90円) ただし、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として算定する。</p>	<p>年法律第68号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>写され、又は出力された用紙にあっては、20円) 日本産業規格A列3番を超えるもの1枚につき80円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、90円) ただし、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として算定する。</p>
<p>16 可児市情報公開条例(平成11年可児市条例第22号。以下この項において「公開条例」という。)又は可児市個人情報保護条例(平成11年可児市条例第23号。以下この項において「保護条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>交付する用紙が 日本工業規格A列3番以下のもの1枚につき10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円) 日本工業規格A列3番を超えるもの1枚につき80円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、90円) ただし、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として算定する。 電磁的記録媒体に記録されている情報を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき140円 電磁的記録媒体に記録されている情報を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき160円</p>	<p>16 可児市情報公開条例(平成11年可児市条例第22号。以下この項において「公開条例」という。)又は可児市個人情報保護条例(平成11年可児市条例第23号。以下この項において「保護条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>交付する用紙が 日本産業規格A列3番以下のもの1枚につき10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円) 日本産業規格A列3番を超えるもの1枚につき80円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、90円) ただし、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として算定する。 電磁的記録媒体に記録されている情報を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき140円 電磁的記録媒体に記録されている情報を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき160円</p>
(略)		(略)	
<p>備考</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 第14項における申請に係る建築物について、同表の右欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。</p> <p>7 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定により建築物エネ</p>		<p>備考</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 第14項における申請に係る建築物 <u>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)</u>第29条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項に規定する申請建築物及び他の建築物)について、同表の右欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。</p> <p>7 <u>法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1</p>	

ルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合は、第14項に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は建築の計画の通知に対する手数料として、第6項第1号又は第2号に規定する手数料と同額の手数を徴収する。

項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合は、第14項に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は建築の計画の通知に対する手数料として、第6項第1号又は第2号に規定する手数料と同額の手数を徴収する。

8 第14項第1号及び第2号における建築物について、法第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る1の建築物ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは、「1の建築物の申請戸数」とする。

9 第14項第3号及び第4号における建築物について、法第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、変更の認定を行う計画に係る1の建築物（変更が行なわれない建築物を除く。）ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは、「1の建築物の申請戸数」とする。

#### 附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日から施行する。ただし、別表第15項及び第16項の改正規定は、公布の日から施行する。